

公 告

次のとおり、企画競争について公告します。

令和 7 年 5 月 13 日

全国健康保険協会奈良支部
支部長 藪内 章良

1 企画競争に付する事項

睡眠習慣改善に特化したオンライン健康講座業務委託

2 業務内容

全国健康保険協会奈良支部（以下、「協会けんぽ奈良支部」という。）の健康課題である「睡眠習慣の改善」にかかる取り組みとして、医師・睡眠健康指導士等の有資格者によるオンライン健康講座の実施を委託するものです。

3 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 7・8・9 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等」でいずれかの等級に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (5) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (6) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあっては、直近 1 年間について保険料に未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあっては、直近 1 年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近 1 年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (8) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (9) 仕様書に定める条件を満たしている者であること。
- (10) 過去の業務実績において、当該業務に類似する業務委託の業務実績を有している者であること。
- (11) プライバシーマーク、ISO/IEC27001、JISQ27001 のいずれかの認証を取得している事業者または就業規則等に個人情報保護の取扱規定等の規定がある事

業者であること。

4 契約候補者の選定

「睡眠習慣改善に特化したオンライン健康講座業務委託」仕様書及び企画競争募集要領に基づき提出された企画書等について評価を行い、契約候補者一者を選定します。

5 仕様書、企画競争募集要領等を交付する場所及び連絡先

〒630-8535 奈良市大宮町 7-1-33 奈良センタービル 4 階

全国健康保険協会奈良支部 企画総務グループ 担当 河野

T E L : 0742-30-3702 F A X : 0742-30-3671

※仕様書等の交付は原則郵送とします。交付を希望する者は、別添の依頼書を奈良支部宛にFAXし、交付依頼を行うこととします。なお、今回の仕様書には協会けんぽ奈良支部における睡眠アンケート分析結果をあわせて交付します。複写複製することは禁止とし、企画競争の申込み有無にかかわらず返却していくだくことを条件とします。

6 仕様書に対する質問の受付及び回答

質問は、下記により F A X (A 4、様式自由) にて受け付けます。

(1) 受付先 企画総務グループ 担当 伊藤・浴畠 (サコハタ)

T E L : 0742-30-3702 F A X : 0742-30-3671

(2) 受付期間 令和 7 年 5 月 30 日 (金) 17 時まで

(3) 回 答 令和 7 年 6 月 2 日 (月) 17 時までに企画競争参加者に対して電話もしくはFAXにて行います。

7 企画書等の提出期限等

(1) 提出期限 令和 7 年 6 月 4 日 (水) 12 時必着

(2) 提出先 5 に同じ

(3) 提出方法 直接提出(持参)もしくは郵送とします。 (※郵送する場合、上記日時までに必着とし、書留郵便等到達状況を確認できる方法に限ります。)

8 企画書の無効

本公告に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とします。

9 その他

詳細は、「睡眠習慣改善に特化したオンライン健康講座業務委託」仕様書及び企画競争募集要領等によります。

【参考】

全国健康保険協会会計細則（一部抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第30条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることのできない。

- (1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第31条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後

3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
- 3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。

以上



0742-30-3671

送信先：全国健康保険協会奈良支部 企画総務グループ 河野（かわの）宛

企画競争説明書・仕様書等送付依頼書

案件名	睡眠習慣改善に特化したオンライン健康講座業務委託
事業所名	
ご担当者名 (ご担当部署)	様
電話番号	
FAX 番号	

仕様書等の送付を希望します。また、睡眠アンケート分析結果は企画競争の申込み有無にかかわらず、複写複製せずに返却します。

送付先ご住所	〒
--------	---

※午後 14 時以降のご依頼は、翌営業日発送となります。なお、当支部の窓口でも配布しておりますので、お急ぎの場合は直接お越しください。